

障害児におけるアセスメントのポイント

(児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設)

この資料は、サービス管理責任者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 障害児支援コース研修資料を一部抜粋・改変して使用しています。

【内 容】

1. 児童期の特徴
2. 児童期の支援で理解しておくこと
3. ガイドラインの要点
4. アセスメントのプロセス

1. 児童期の特徴 ~アセスメントの前に理解しておくこと~

児童期特有の事項

- ・背景(育ちと関わり)がその後の障害像を左右するなど、養護性の高い時期。
- ・進学や進級等の「移行期」の連続する18年間。
- ・こどもの時期における意思決定支援、こどものニーズについての解釈は、未だ深い議論ができていない。

⇒未発達である段階において、こどもの「現在の生活」から、その子の強みを見つけ
ていくだけの評価では粗すぎます。

対象の違い

- ・障害が未確定な段階や障害者手帳対象外であっても支援対象になりうる。
- ・障害種別においては全障害が対象である。

⇒したがって、学ぶべき知識が膨大です。



障害の有無に
関わらず
重要な時期!

発見と支援（特に発達障害と軽度知的障害）

- ・早期発見の体制は整備されつつある。
- ・早期発見後の支援体制は整っておらず、地域格差が大きい。
（支援対象としての認識の格差も影響）

⇒発見や指摘後の家族の不安と混乱は相当なものです。



対象の違い

- ・障害が未確定な段階や障害者手帳対象外であっても支援対象になりうる。
- ・障害種別においては全障害が対象である。

⇒したがって、学ぶべき知識が膨大です。

機関や関係者の連携

- ・医療、福祉、教育等の分野や機関の数が多い。
- ・年度毎に連携先が変化し、中心となる機関が変化する。



家族支援

- ・子どもが低年齢なほど家族支援にかける時間が必要

(特に母親との話し合い)

- ・父親との面談、兄弟姉妹への配慮、祖父母への障害に関する説明等も含め、関わるべき家族は多い。

⇒特に診断直後の家族は不安と混乱に陥りやすい為、繊細な配慮が必要です。

⇒最新のわかり易い情報提供と、選択肢の中で悩む保護者の気持ちの揺れに時間をかける必要があります。

⇒情報の把握と更新が頻繁に必要です。



2. 児童期の支援で理解しておくこと

《支援の特徴》

移行の連続

多くの関係機関

多岐にわたる
課題

ライフステージと各時期の中心的な課題(障害児・者の例)

胎生期		胎生期における母親の不安への支援	
新生児期(おおよそ2か月まで)		先天性障害の告知とフォロー、治療・訓練の方針提示、家族への支援	
乳児期(主として0~3歳未満)		健康診査後のフォロー、家庭における子育て、機能訓練、豊かな感覚的な遊びの体験、親子療育の開始、家族の障害受容のための支援	
幼児期	前期(主として3歳~5歳未満)	発達段階に応じた遊びを通じた達成感の経験、集団での療育、地域の集団への参加の可能性、子どもに応じた複数の発達アセスメント	
	後期(主として5歳~就学まで)	就学に向けての支援、豊かな遊びを通じた対人関係の構築と生活体験の広がり	
学童期(主として就学~12歳まで)		能力に応じた臨機応変かつ適切な教育の提供、将来に向けて必要な生活体験、性教育、意思表示及び意思表明の機会、進学に向けた支援	卒業後に向けた就労体験生活体験、移行支援
思春期(主として13歳~17歳)			
青年期	前期(主として18~20歳)	地域・就労定着支援、本人のストレングスを活かした本格的な相談支援の開始	
	後期(主として20歳代)	余暇・休日の過ごし方、適切な就労先の見直し、一人暮らしへの支援、本格的な意思決定支援の開始及び自己決定された暮らしの提供	
成人期	前期(主として30~40歳代)	地域のイベントへの参加、地域での居場所づくり、趣味を増やすための支援	
	中期(主として50歳代~65歳未満)	体力と本人の意欲に応じた生活の見直し、高齢期に向けた準備、保護者が後期高齢の年齢になっていることへの対応	
	後期(主として65歳以上)	介護との連携、自己決定された暮らしが継続されているかのチェック	

《留意点① 意思形成支援》

自己決定を支援する

- ・意思形成支援 ⇒ 意思表出支援 ⇒ 意見実現支援
- ・家族全体が支援対象。
- ・1人の価値判断ではなく、多面的に捉える。
- ・アセスメントの手順や方法が多岐。発達の評価を細かく繰り返して実施する。



《留意点② 保護者のアセスメント》

アセスメント力を高める

- ・常に継続、連続して行う。
- ・まずは親子関係の観察。
- ・**保護者の思いや価値観。**
祖父母や兄弟姉妹…
(特に母親の両親)
- ・関係機関から情報入手。



3.ガイドラインの要点

3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	<ul style="list-style-type: none">○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(2)	合理的配慮の提供	<ul style="list-style-type: none">○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の提供	<ul style="list-style-type: none">○ 家族の支援にあたっては、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	<ul style="list-style-type: none">○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版③)

3. 児童発達支援センターの原則(続き)

(2)	児童発達支援の方法	<ul style="list-style-type: none">○ こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。■ こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達のニーズ等の把握 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要■ 総合的な支援 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援■ 特定の領域に重点を置いた支援 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援○ こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、上記の「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。
(3)	児童発達支援の環境	<ul style="list-style-type: none">○ こどもが興味関心を広げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。○ こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、設備や環境を整え、衛生管理や安全の確保等に努めること。○ 温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。○ こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。
(4)	児童発達支援の社会的責任	<ul style="list-style-type: none">○ 権利行使の主体としてこどもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して児童発達支援を行うこと。○ こどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、児童発達支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切に対応すること。○ 地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、事業所等が行う児童発達支援の内容を適切に説明すること。○ 支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講ずること。○ 通所するこどもやその家族の個人情報を適切に取り扱うこと。

- ◆5領域
- ◆オーダーメイド
- ◆「本人支援」
- 「家族支援」
- 「移行支援」
- 「地域支援・地域連携」

第3章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的内容

1. 児童発達支援の提供に当たっての留意事項

こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、保育所等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「特別支援学校幼稚部教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容についても理解し、支援に当たることが重要である。



児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2. 児童発達支援の内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**こどもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく必要**。

健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
<p>5領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的な生活スキルの獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の補助及び代行手段の活用 ○感覚の特性への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成) ○行動障害への予防及び対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションの基礎的能力の向上 ○言語の受容と表出 ○言語の形成と活用 ○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション等 	<ul style="list-style-type: none"> ○アタッチメント(愛着)の形成と安定 ○遊びを通じた社会性の発達 ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加



障害特性に応じた配慮事項

視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。

特に支援を要する家庭のこどもに対する支援にあたっての留意点

こどもの行動や態度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点(例:虐待が疑われるこども、生活困窮が疑われる家庭のこども、外国にルーツのあるこどもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気づきやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる**親子関係や家庭生活を安定・充実**させることが、こどもの**「育ち」や「暮らし」の安定・充実**につながる。

- アタッチメント(愛着)の形成
- 家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切な助言等
- 障害の特性に配慮した家庭環境の整備

③移行支援

支援の中に**「移行」という視点**を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その**移行先への移行に向けた支援**を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが**地域で暮らす他のこどもと繋がりがながら日常生活を送ることができるように支援**を提供していくことが重要。

- 保育所等への移行支援
- ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携
- 同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

④地域支援・地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の**関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携**して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。

- 通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

児童発達支援の主な対象は、**成長が著しく、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児時期のこども**であるため、こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、児童発達支援を利用する全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、**こどもの発達段階や障害特性など、個々のニーズに応じて**、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

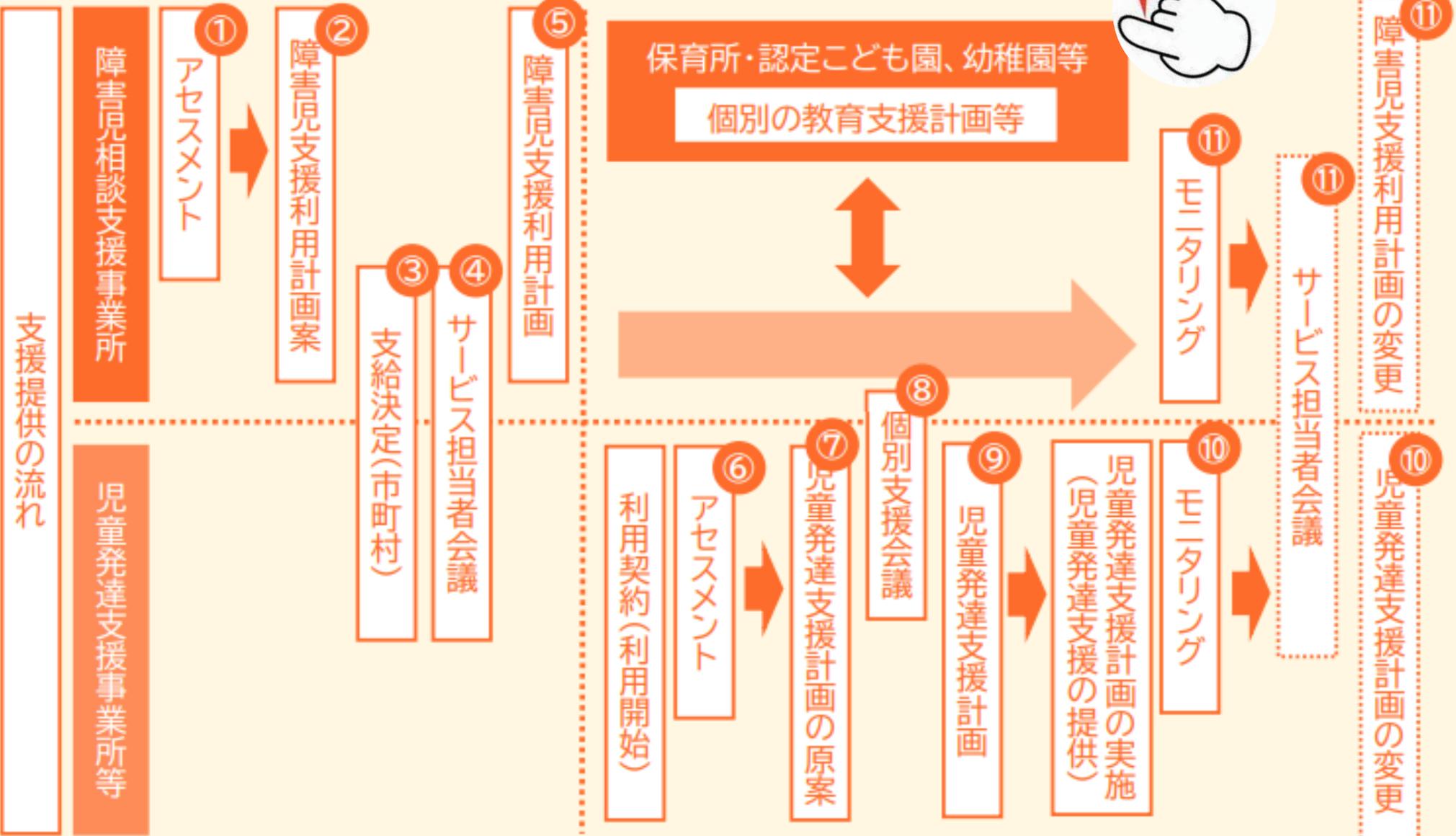
こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等の把握に当たっては、本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要である。

総合的な支援とは、**本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメント**を行った上で、生活や遊び等の中で、5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援が行われるものである。

また、特定の領域に重点を置いた支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、5領域のうち、特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるものである。

そのため、本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域のうち特定の領域のみの支援のみを行うなど、本人支援の5領域の視点が網羅されていない状態で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。

障害児支援利用計画の作成の流れ



児童発達支援計画の作成の流れ

障害児入所施設のアセスメント視点

障害児入所施設への入所理由
(令和5年2月1日 こども家庭庁)

入所理由
「児童の障害」(49.6%)
「児童の監護困難」(21.7%)

上位2つが、【本人の状況】

表68 入所理由別児童数(主な理由)

	児童数	構成割合(%)
	障害児入所施設	障害児入所施設
総数	8,244	100.0%
父の死亡	86	1.0%
母の死亡	232	2.8%
父の行方不明	57	0.7%
母の行方不明	126	1.5%
父母の離婚	588	7.1%
父母の不和	178	2.2%
父の拘禁	50	0.6%
母の拘禁	80	1.0%
父の入院	36	0.4%
母の入院	200	2.4%
家族の疾病の付き添い	23	0.3%
次子出産	124	1.5%
父の就労	316	3.8%
母の就労	334	4.1%
父の精神疾患等	273	3.3%
母の精神疾患等	1,762	21.4%
父の放任・怠だ	632	7.7%
母の放任・怠だ	1,643	19.9%
父の虐待・酷使	806	9.8%
母の虐待・酷使	1,139	13.8%
棄児	70	0.8%
養育拒否	831	10.1%
破産等の経済的理由	194	2.4%
児童の監護困難	1,788	21.7%
児童の障害	4,085	49.6%
その他	1,665	20.2%

4. アセスメントのプロセス

アセスメントの過程

① 初期状態の把握

情報の【収集】

② 基本的ニーズの把握

情報の【整理】

③ 課題の整理

個別支援計画
の作成

①初期状態の把握

- ◆子どもの現在の様子
- ◆家族の様子
- ◆関係機関の様子

**相談支援専門員と事業所間で、
役割分担・聴取済の情報共有
などの工夫をしましょう!**

事業所見学の様子、サービス担当者会議
での聞き取り内容、障害児支援利用計画、
発達検査結果…

様々な場面、書面から情報を収集する

◆子どもの現在の様子

<フォーマルなアセスメント>

- 基礎情報
- 家族構成
- 保育歴、教育歴、療育歴
- 手帳の有無
- 診断経過
- 成育歴
- 5領域の視点で見る発達状況

<インフォーマルなアセスメント>

- 事業所の行動観察
(自由場面、設定場面)
- 地域の中での行動観察

※環境によって、様子・課題が違います

(アセスメント様式例)

<本児の成育歴>

成長の記録	首のすわり (ヶ月)	寝返り (ヶ月)	おすわり (歳 ヶ月)	
	ずりばい (歳 ヶ月)	ハイハイ (歳 ヶ月)		
	つかまり立ち (歳 ヶ月)	伝え歩き (歳 ヶ月)	歩行 (歳 ヶ月)	
	初語 (歳 ヶ月)	二語文 (歳 ヶ月)		
成長の気づき	1ヶ月健診	<input type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(内容:)
	4ヶ月健診	<input type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(内容:)
	9~10ヶ月健診	<input type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(内容:)
	1歳6ヶ月健診	<input type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(内容:)
	3歳児健診	<input type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(内容:)
	その他	<input type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 未受診	助言指導	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(内容:)

<その他 本児・家族の概要>

本	食物アレルギーについて	<input type="checkbox"/> アレルギーがある <input type="checkbox"/> まだわからない <input type="checkbox"/> アレルギーはない
		【アレルギーがある場合】 除去している食材 [] アレルギー症状・状態 [] アナフィラキシーショック: あり ・ なし 食事について配慮が必要なこと

◆家族の様子

<フォーマルなアセスメント>

- ・家族構成
- ・祖父母の住まい
- ・両親の概要（出身地、最終学歴、勤務先）
- ・手帳の有無（支援学級在籍歴）
- ・育ちの中での悩み
- ・子育て協力者・相談相手

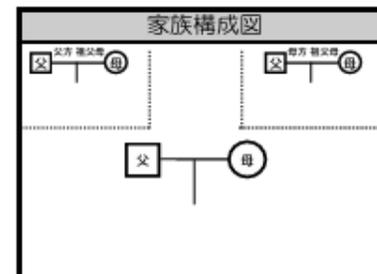
<インフォーマルなアセスメント>

- ・相談支援専門員からの情報提供
- ・関係機関から見た保護者の印象
- ・保護者（母親）との面談
家族の協力状況、兄弟姉妹の状況
母親の子どもの頃の悩み
- ・家庭での困りごと

など…

(アセスメント様式例)

家族構成						
続柄	おりのな氏名	年齢	生年月日	性別	勤務先・学校等	同居/別居
父			S・H 年 月 日	男		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村
母			S・H 年 月 日	女		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村
父方	祖父		S・H 年 月 日	男		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村
	祖母		S・H 年 月 日	女		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村
母方	祖父		S・H 年 月 日	男		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村
	祖母		S・H 年 月 日	女		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村
その他世帯員 (本児除く)			S・H・R 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村
			S・H・R 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村
			S・H・R 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村
			S・H・R 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 市・区 町・村



療育・教育 歴	年月～年月		園・学校等 利用機関名	
	年 月	年 月		
	年 月	年 月		
	年 月	年 月		
	年 月	年 月		
	年 月	年 月		

② 基本的ニーズの把握

◆ 集められた初期状態の情報の評価

本人支援/家族支援/地域支援 毎に整理
生物学的/心理的/社会的視点 で整理

◆ 本人や家族等の意向

本人/家族/地域の各ニーズとの相互関係の整理

◆ 支援の課題抽出

支援が必要な課題（育てたい、修正したい（環境含む））

◆ 将来の見通し

その支援をすることで、将来何が期待されるか

③課題の整理

◆「本人支援」に関するニーズ把握

子ども本人の発達したいというニーズ

生活習慣、日常生活動作の習得
運動発達、言語発達、認知特性の把握
社会性・行動・情緒の発達課題の把握

◆「家族支援」に関するニーズ把握

家族の希望（育ちに関すること）、困りごと、不安など

家庭内、または、外出時に困っていることの把握
子どもの特性に応じた家庭環境、子育て力の把握

◆「地域支援」に関するニーズ把握

地域生活を送る上での課題、関係機関の困りごとなど

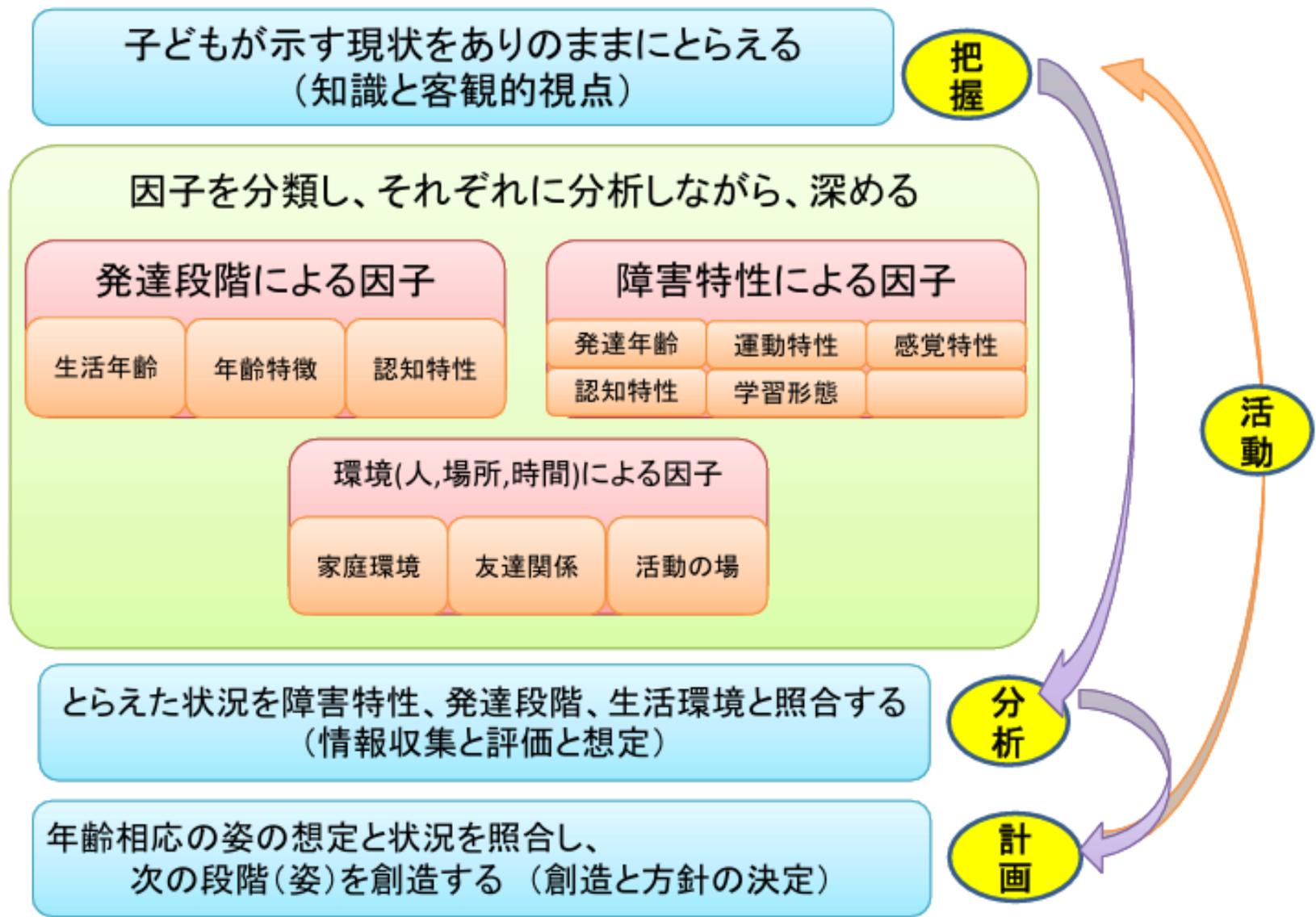
園や学校、他機関で困っていること
連携や役割分担が必要な機関の把握

◎ 課題を整理する際に大切な視点
(発達期にあることを意識する)

- ・ 主語を明確にすること
- ・ 事実と思い・推測を区別すること
- ・ 全体と部分（生活、発達等の要素）をみること
- ・ 発達の順序性と非順序性（非定型）の視点
- ・ 学習（誤学習と未学習）の視点
- ・ 得意・強みと苦手・弱さの視点
 - ⇒ 苦手・弱さをリフレーミングすることで、支援の視点に気づくことがある：必ずしも悪いことではない、できている部分もある、支援に活用できるいい部分がある・・・)
 - ⇒ できている部分を伸ばす、活用する、発展させる
- ・ 多様な関係機関との役割分担と協働の視点（地域連携）
 - ⇒ 事業所としてのコンセプトと照らし合わせること
 - ⇒ 自事業所では取り扱わない課題は、どこが担ってくれているのかの意識を

⇒ アセスメントの要約をする（100～200文字程度）

子どもの支援のプロセス



毎回の支援でも、一年間の関わりでもこのプロセスを繰り返す。
(意図をもって過「す」と自然とPDCAサイクルが生じる)

例えば...

「ご飯中、イライラしてたなあ～。今日は、疲れてたのかなあ～。」



4歳児 Kくん

～ おまけ ～

- 児童発達支援計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」（「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容（5領域との関連性を含む。）」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」）を記載する。それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。児童発達支援計画の参考様式及び記載例については、別添1の「個別支援計画の記載のポイント」を参照すること。

相談支援専門員が作成した『障害児利用計画』の【総合的な援助の方針】を転記しても良い。

利用児氏名：

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向		
総合的な支援の方針		
長期目標 (内容・期間等)		支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)
短期目標 (内容・期間等)		

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位
本人支援		健康・生活				
本人支援		運動・感覚				
本人支援		認知・行動				
本人支援		言語・ コミュニケーション				
本人支援		人間関係・社会性				
家族支援						
地域支援						
地域連携						

【留意事項】
 加算の算定を想定している取り組みの場合は、算定する加算や頻度等について記載する。

【項目】
 「本人支援」
 「家族支援」
 「移行支援」
 については必ず記載する。

支援内容は、5領域全てを網羅した総合的な支援内容にする。
 5領域全てが関連づけられるような記載にする。

※5領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名)

押印廃止

個別支援計画は、5領域を含む、様々な視点からアセスメントを重ねた結果であり、反映されたもの！

個別支援計画別表

参考様式

利用児氏名	
-------	--

作成日 年 月 日

	月	火	水	木	金	土	日・祝日
提供時間	利用開始・終了時間 ~						
	0時00分						
延長支援時間 <small>※ 延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上から</small>	【支援前】延長支援時間 ~						
	【支援後】延長支援時間 ~						
	0時00分						
延長を必要とする理由							
特記事項							

延長支援加算を算定する上で、
【支援提供時間】と【延長支援時間】を明記する必要があります。

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①)

※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

その他パターン①

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

営業時間			送迎実施の有無	
法人理念				
支援方針				
支援内容				
対象児	I	II	III	
項目	0歳・1歳・2歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	
本人支援	健康・生活			
	運動・感覚			
	認知・行動			
	言語 コミュニケーション			
	人間関係・社会性			
地域支援・地域連携 (地域交流・園外活動)				
移行支援				
家族支援				
職員の質の向上				
主な行事等				

作成日〇年〇月〇日

その他パターン②

事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

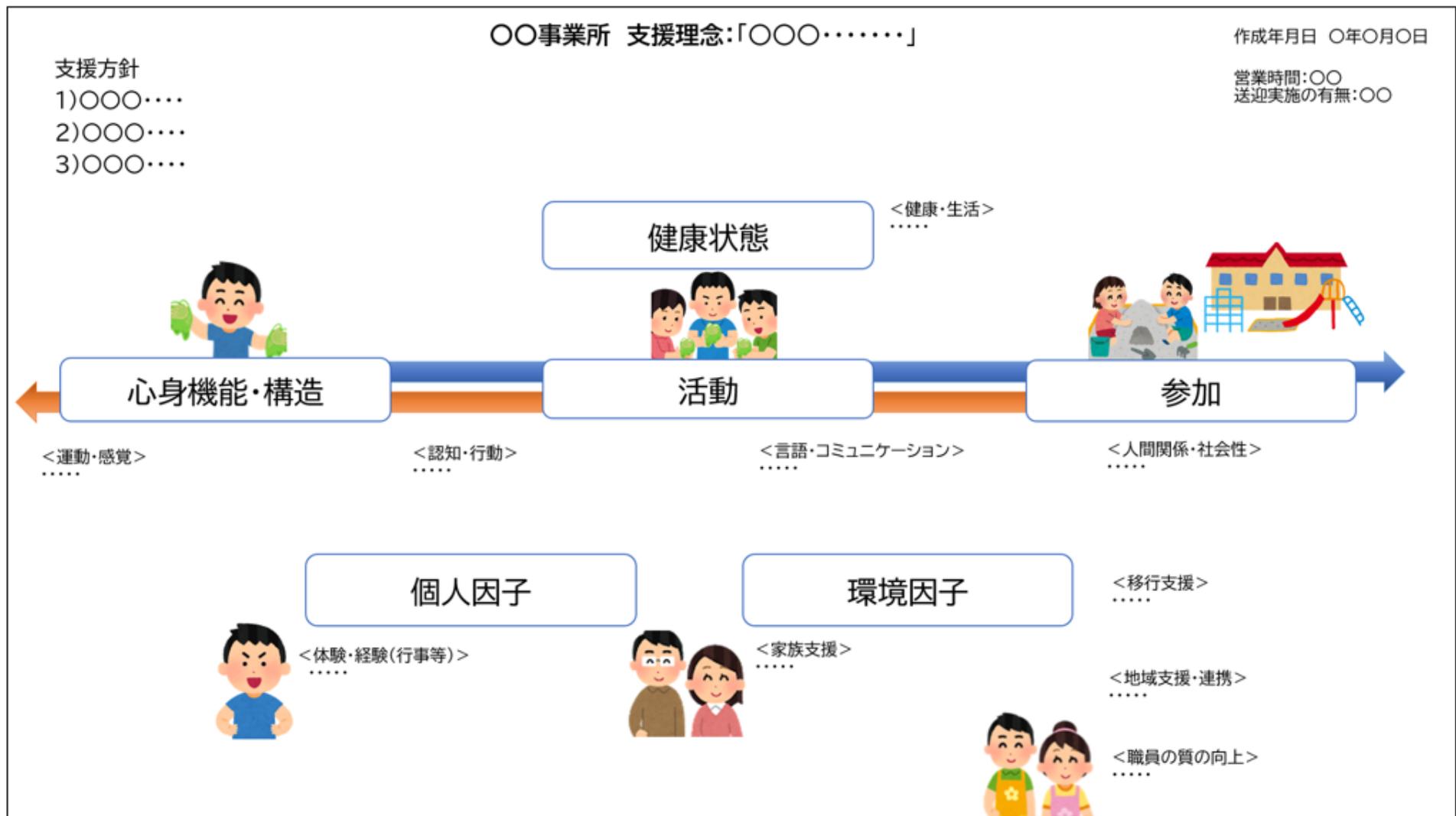
作成日 〇年〇月〇日

法人理念			
支援方針			
営業時間	送迎実施の有無		
プログラム	支援内容(5領域)		
朝の会			
リズム			
散歩			
サーキット			
アート			
給食			
家族支援			
移行支援			
地域支援・地域連携			
職員の質の向上			
主な行事等			

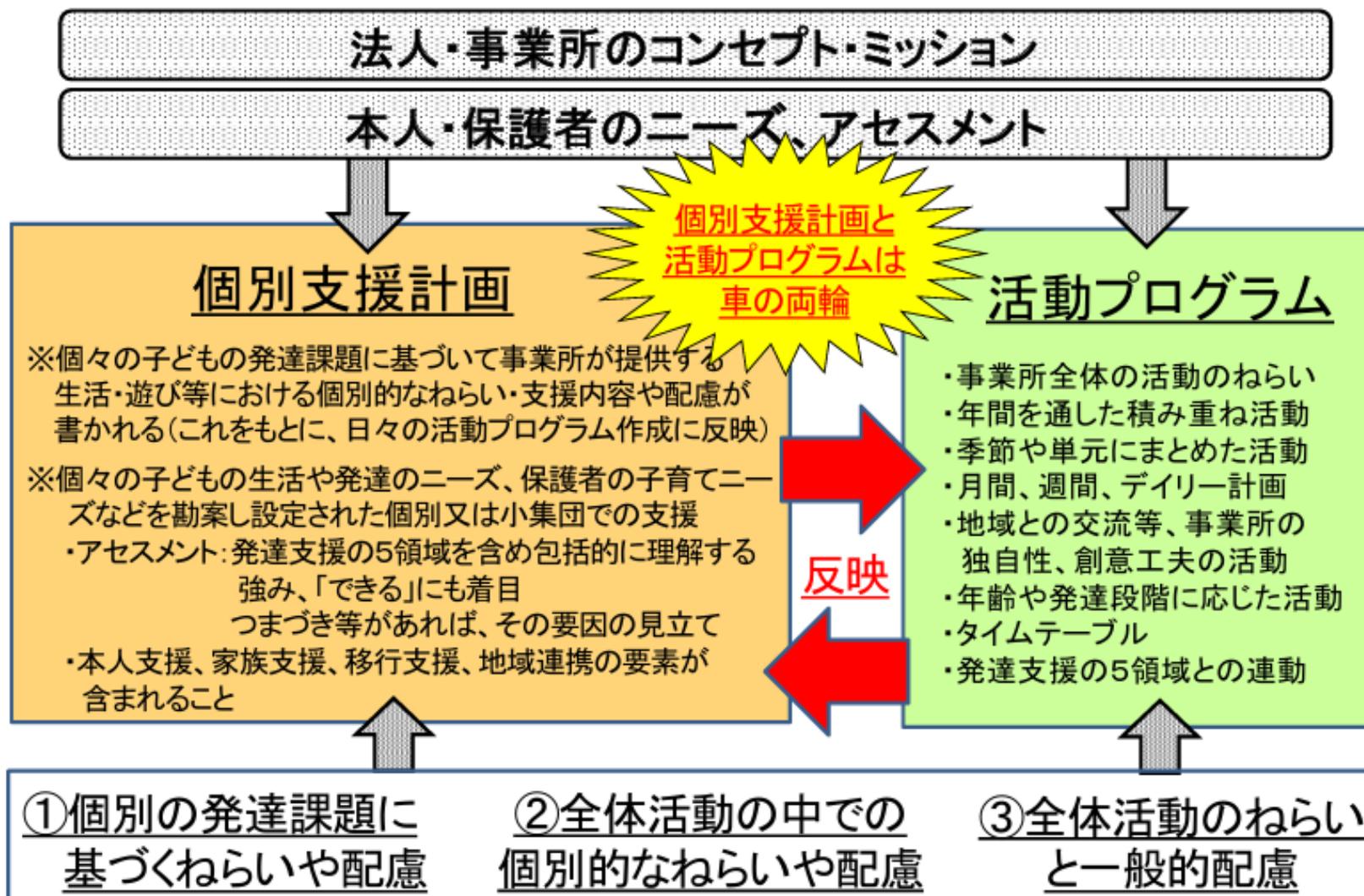
支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考②)

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載をする方法も考えられる。



「個別支援計画」と「活動プログラム」の関係



発達支援の定義の変化

② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われるものに限る。第二十一条の五の二第一号及び第二十一条の五の二十九第一項において同じ。）を行うことをいう。

通所施設



児童福祉法の改正

(R6年4月施行)

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。



「指導」
「付与」
「訓練」
という

上から目線

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与

二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療

入所施設



児童福祉法の改正

(R6年4月施行)

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

一 福祉型障害児入所施設 保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援

二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療



「習得」
「支援」
という

子ども主体
の目線